平成２８年（フ）第２２号
千葉市若葉区高品町1599番地４　第二藤コーポ205号
破産者　小川　紀子
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
千葉県君津市南久保２丁目９番５号　202
破産者　大須田光彦
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２６号
千葉県香取郡神崎町郡1723番地59
破産者　落合加與雄
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第６１４号
名古屋市中川区万場１丁目1501番地
破産者　有限会社ウィズ
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４３号
名古屋市守山区白沢町48番地
破産者　株式会社タック
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６８号
名古屋市東区葵１丁目26番12号
破産者　トモリックホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２１号
群馬県高崎市下大類町274番地１
破産者　株式会社アヴァン・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２２６号
群馬県高崎市八幡町800番地53
破産者　株式会社ミサキ
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６３７号
埼玉県鶴ヶ島市新町２丁目９番地11
破産者　有限会社新和システム
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４２号
千葉県船橋市二宮１丁目15番１号　コアロード202号、申立時の住所千葉県船橋市前原東４－９－７－301　第２ナカツネビル
破産者　安倍亜紀子
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
千葉県茂原市緑町42番地６
破産者　株式会社ブレイク
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
千葉県茂原市早野2791番地２
破産者　株式会社ユーアンドエム
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
千葉県茂原市緑町17―７、住民票上の住所千葉県茂原市網島295番地31
破産者　飯尾　　実
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１１２９２号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目８番６号　ビックツリービル４階
破産者　株式会社エスエスシー
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２９３号
千葉県市川市国分３丁目27―15―101、開始決定時の住所千葉県松戸市松飛台583―８
破産者　角家　　浩
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１号
東京都練馬区桜台２丁目12番５号グランディール阿部301、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市草花3402番地２
破産者　下田　信雄
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
東京都小平市栄町１丁目４番２号
破産者　株式会社ケーエムオーテクノ
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４号
新潟県阿賀野市山口町１丁目６番22号
破産者　株式会社庭山組
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６１号
新潟県新発田市御幸町１丁目８番３号
破産者　株式会社金子屋
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４１１号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町１丁目26番地２（各務原パークホームズ　202号）、前住所岐阜県各務原市蘇原清住町１丁目107番地
破産者　セイウン産業こと　後藤　英毅
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
岐阜県大垣市久瀬川町２丁目37番地
破産者　株式会社マス井工業
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係